

## 「道路整備特別会計」

## 特別会計全体の業務等についての情報

### 1. 道路整備特別会計の設置目的

「道路整備費の財源等の特例に関する法律」に基づき、道路整備は、揮発油税、自動車重量税等の特定財源(揮発油税収の1/4相当額以外は、一般会計より受入)、地方公共団体の直轄負担金等多様な財源を確保しつつ進めているところであり、道路整備特別会計は、これら道路整備事業に関する政府の経理を明確にするため、昭和33年度に設置された。

#### ・根拠条文

道路整備特別会計法(昭和33年 法律第35号)

#### 第1条(設置)

第1項 道路整備事業(道路整備費の財源等の特例に関する法律第3条第1項の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額をその実施に要する国が支弁する経費に充てることとされている同法第2条に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕(以下「道路の整備」という。)に関する事業で国が行うもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。以下同じ。)に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

### 2. 道路整備特別会計の特質

道路整備特別会計は、道路整備事業の実施に係る経理を明確にすることが目的であることから、原則として、地方単独事業を除く、北海道、沖縄、離島、その他の道路事業、街路事業、道路用の建設機械整備、工事諸費等の経費は、すべてこの特別会計の歳出として計上される。

しかし、日本道路公団等の実施する有料道路事業は、資金の大部分を財投資金、縁故債、公営企業債等でまかなうため、当特別会計に計上されるのは、公団等に対する出資金、利子補給金及び無利子貸付金等である。北海道開発局、沖縄総合事務局の使用する道路分の工事諸費は、一般会計に計上されている。附帯工事、受託工事等に係る費用については、当特別会計で経理されている。

なお、当特別会計は、道路事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた会計であり、当特別会計が整備する公共用財産(一般国道)は完成後に一般会計に帰属することになる。

### 3. 道路整備特別会計が経理している業務

- ① 社会資本整備重点計画に基づき行われる道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業で国が行うもの(直轄事業)

- ② 社会資本整備重点計画に基づき行われる道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付(補助事業等)
- ③ 社会資本整備重点計画に基づき行われる道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に要する費用についての資金の貸付け(貸付事業)
- ④ 道路の整備に関する事業で国が行うものに密接に関連のある工事のうち国以外の者がその費用の全額を負担し、国が直轄で施行するもの(附帯工事)
- ⑤ 国が委託に基づき施行するもの(受託工事)

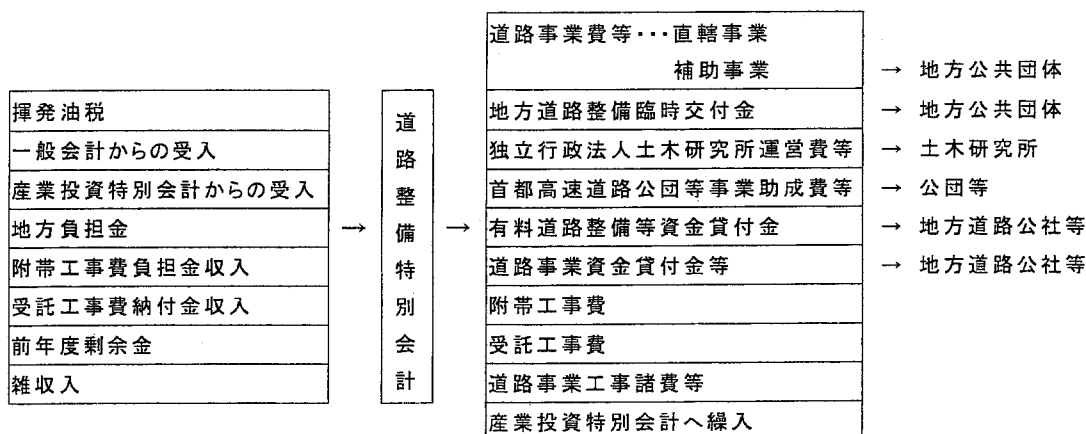
・根拠条文

道路整備特別会計法(昭和33年 法律第35号)

第1条(設置)

第2項 この会計においては、前項で定めるもののほか、道路の整備に関する事業で国が行うものに密接に関連のあるものであって、道路法第38条第1項に規定する道路の占用に関する工事、同法第58条第1項に規定する道路に関する工事若しくは道路の維持又は同法第59条第1項に規定する他の工事に該当するものうち国以外の者がその費用の全額を負担し、国が直轄で施行するもの(以下「附帯工事」という。)及び国が委託に基き施行するもの(以下「受託工事」という。)に関する経理をも行うものとする。

4. 他勘定、他会計、特殊法人等及び公益法人との間の業務等の関係及び財政資金の流れ



・根拠条文

道路整備特別会計法(昭和33年 法律第35号)

第3条(歳入及び歳出)

この会計においては、次条の規定により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入、第4条の規定による一般会計からの繰入金、道路法第49条若しくは第50条第1項、第2項本文若しくは第3項、道路の修繕に関する法律第2条第3項た

し書、共同溝の整備等に関する特別措置法第22条第1項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第6条第1項、沖縄振興特別措置法第106条第5項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第22条第1項若しくは第3項の規定に基づく都道府県等の負担金(以下「地方負担金」という。)、道路法第31条第1項、第55条第1項、第58条第1項、第59条第1項若しくは第3項若しくは第62条、共同溝の整備等に関する特別措置法第20条第1項若しくは第21条又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第7条第1項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)、第13条第1項若しくは第19条の規定による国以外の者の負担金、道路法第61条第1項の規定により国土交通大臣が徴収する受益者負担金、受託工事に係る納付金、第10条第1項の規定による借入金、道路整備特別措置法第8条の3第1項、幹線道路の沿道の整備に関する法律第11条第1項若しくは第13条の4第1項、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第3条第1項、民間都市開発の推進に関する特別措置法第5条第1項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第13条又は都市再生特別措置法第30条第1項の規定による貸付金の償還金、独立行政法人土木研究所法第13条第3項の規定による納付金及び附属雑収入をもってその歳入とし、道路整備事業に要する費用、附帯工事に要する費用及び受託工事に要する費用(これらの事業及び工事のうち国が北海道又は沖縄県で行うものに係る職員の給与に要する費用その他の工事事務費その他第5条第1項の規定による一般会計への繰入金に相当する費用を除く。)、第10条第1項の規定による借入金の償還金及び利子、第5条第1項の規定による一般会計への繰入金並びに附属諸費をもってその歳出とする。

# 道路整備特別会計のしくみ(平成17年度決算)

## ○資金の流れ

[歳入]		[歳出]	
(単位:億円)		(単位:億円)	
揮発油税	7,408	道路事業費等	28,792
一般会計より受入	24,574	地方道路整備臨時交付金	7,462
揮発油税・石油ガス税	22,232	独立行政法人土木研究所運営費等	14
一般会計より受入	2,341	首都高速道路公団等事業助成費	425
改革推進公共投資事業償還金等財源一般会計より受入	1,398	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資	425
産業投資特別会計より受入	444	有料道路整備等資金貸付金	196
地方公共団体工事費負担金収入	6,295	道路事業資金貸付金	444
その他	1,290	附帯工事費	352
償還金収入		受託工事費	134
改革推進公共投資事業資金貸付金償還金	85	道路事業工事諸費等	778
附帯工事費負担金収入	334	産業投資特別会計へ繰入	2,143
受託工事納付金収入	144		
前年度剰余金	7,571		
雑収入	247		
歳入合計	49,794	歳出合計	41,172

## 道路整備 特別会計

歳入歳出差額  
8,622

## ○17年度未定員

	人数計(人)
国土交通省道路整備特別会計	8,132
本省	34
施設等機関	34
地方支分部局	8,098
地方整備局	8,098

(注)平成17年度予算定員である。

「道路整備特別会計 平成17年度財務書類」

## 貸借対照表

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	(平成17年3月31日)	(平成18年3月31日)		(平成17年3月31日)	(平成18年3月31日)
<b>&lt;資産の部&gt;</b>			<b>&lt;負債の部&gt;</b>		
現金・預金	757,361	862,749	未払金	44,436	39,918
未収金	14,919	8,136	保管金等	205	496
未収収益	289	204	前受金	9,134	6,651
前払費用	49	54	賞与引当金	4,431	4,120
貸付金	1,965,070	1,890,280	退職給付引当金	107,432	105,452
その他の債権等	111,745	62,367	他会計繰戻未済金	1,217,096	1,047,257
貸倒引当金	△ 114	△ 111			
有形固定資産	854,868	674,345			
国有財産(公共用財産を除く)	327,654	280,269			
土地	180,060	139,010	負債合計	1,382,737	1,203,896
立木竹	229	249			
建物	93,465	83,948	<b>&lt;資産・負債差額の部&gt;</b>		
工作物	50,883	53,542	資産・負債差額	5,099,091	6,047,140
船舶	1	1			
建設仮勘定	3,013	3,516			
公共用財産	413,111	295,340			
建設仮勘定	413,111	295,340			
物品	114,102	98,734			
無形固定資産	5,075	4,728			
出資金	2,772,563	3,748,281			
資産合計	6,481,829	7,251,036	負債及び資産・負債差額合計	6,481,829	7,251,036

## 業務費用計算書

(単位:百万円)

項目	前会計年度	本会計年度
	自:平成16年4月1日	自:平成17年4月1日
	至:平成17年3月31日	至:平成18年3月31日
人件費	56,950	56,775
賞与引当金繰入額	4,431	4,120
退職給付引当金繰入額	6,343	6,469
道路整備費	160,173	-
補助金等	1,773,044	1,532,445
独立行政法人運営費交付金	1,289	1,289
委託費	157	165
一般会計への繰入	187	154
庁費等	7,988	6,674
その他の経費	1,732	1,613
減価償却費	53,356	47,346
貸倒引当金繰入額	102	137
資産処分損益	4,097	85,612
出資金評価損	24,700	-
<b>本年度業務費用合計</b>	<b>2,094,557</b>	<b>1,742,805</b>



資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自:平成16年4月1日 至:平成17年3月31日	本会計年度 自:平成17年4月1日 至:平成18年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	4,910,117	5,099,091
II 本年度業務費用合計	△ 2,094,557	△ 1,742,805
III 財源	4,217,392	3,986,161
1 自己収入	741,269	697,468
地方公共団体工事費負担金収入	655,158	629,579
受託工事納付金収入	26,920	15,264
附帯工事費負担金収入	34,138	33,735
手数料収入	10,302	9,978
その他の財源	14,749	8,910
2 目的税等収入	707,200	740,800
目的税(揮発油税)収入	707,200	740,800
3 他会計(勘定)からの受入	2,768,922	2,547,892
一般会計からの受入	2,768,922	2,547,892
IV 無償所管換等	△ 1,933,860	△ 1,261,731
V 資産評価差額	-	△ 33,576
VI その他資産・負債差額の増減	-	-
VII 本年度末資産・負債差額	5,099,091	6,047,140

## 区分別収支計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自:平成16年4月1日 至:平成17年3月31日	本会計年度 自:平成17年4月1日 至:平成18年3月31日
<b>I 業務収支</b>		
<b>1 財源</b>		
地方公共団体工事費負担金収入	655,158	629,579
受託工事納付金収入	19,412	14,423
附帯工事費負担金収入	35,400	33,423
資産売払収入	544	453
手数料収入	10,302	9,952
貸付金の回収による収入	303,216	137,576
その他の収入	6,000	14,333
目的税(揮発油税)収入	707,200	740,800
一般会計からの受入	2,698,982	2,597,270
産業投資特別会計からの受入	70,319	44,497
前年度剰余金受入	952,599	757,155
財源合計	5,459,136	4,979,467
<b>2 業務支出</b>		
<b>(1) 業務支出(施設整備支出を除く)</b>		
人件費	△ 70,760	△ 69,650
道路整備費	△ 160,173	-
補助金等	△ 1,783,875	△ 1,536,837
独立行政法人運営費交付金	△ 1,289	△ 1,289
委託費	△ 157	△ 165
一般会計への繰入	△ 191	△ 158
産業投資特別会計への繰入	△ 490,579	△ 214,337
貸付けによる支出	△ 96,042	△ 64,179
出資による支出	△ 83,933	△ 85,133
庁費等の支出	△ 7,870	△ 6,808
その他の支出	△ 1,732	△ 1,613
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 2,696,607	△ 1,980,172
<b>(2) 施設整備支出</b>		
道路整備支出	△ 1,990,611	△ 2,131,694
土地に係る支出	△ 1,044	△ 880
建物等に係る支出	△ 13,716	△ 4,466
施設整備支出合計	△ 2,005,373	△ 2,137,041
業務支出合計	△ 4,701,980	△ 4,117,214
業務収支	757,155	862,252
<b>II 財務収支</b>		
本年度収支	757,155	862,252
翌年度歳入繰入	757,155	862,252
収支に関する換算差額	-	-
資金本年度末残高	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	205	496
本年度末現金・預金残高	757,361	862,749

## (1) 注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額を定率法により減価償却を行っている。また、物品については、合計価額を定額法により減価償却を行っている。

##### ②無形固定資産

ソフトウェアについては、利用可能期間の開発費等の累計を資産価格とし、利用期間に基づく定額法により減価償却を行っている。

#### (2) 出資金

市場価格のないものについては、移動平均法による原価法によっている。

#### (3) 引当金の計上基準、計算方法

##### ①貸倒引当金

不納欠損を生じている雑入等債権の過去3年間の不納欠損実績を基に算出した額を計上している。

##### ②賞与引当金

職員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により計上している。

期末手当 翌年度期末手当予算額×6月期支給割合/年間支給割合×4/6

勤勉手当 翌年度勤勉手当予算額×6月期支給割合/年間支給割合×4/6

##### ③退職給付引当金

###### 1)退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払いに備えるため期末自己都合要支給額を下記の計算方法により算出している。

勤続年数階層毎人員数×平均俸給額×自己都合退職手当支給率

###### 2)恩給給付金

恩給給付費のうち、当会計の負担分について、将来給付見込額を受給者見込数、改訂率見込、割引率を用いて算出し計上している。

###### 3)整理資源

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付分）については将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

###### 4)国家公務員災害補償年金

国家公務員災害補償法に基づく補償のうち、職員が死亡した場合に支給される遺族年金の支払いに備えるため、将来給付見込額（支給率×平均給与）の割引現在価値を計上している。

#### (4) その他財務書類作成のための基本となる重要事項

##### ・公共用財産（一般国道）

道路整備特別会計は、道路事業等の工事に関する経理を明確にするため設けられた特別会計であり、当会計が整備する公共用財産（一般国道）は、完成後「一般会計」の財産に移管することになる。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、道路事業等により整備した公共用財産について参考資料として添付している。

2. 偶発債務等

(単位:百万円)

名称等(訴訟名)	金額	事件番号	概要(簡単な説明、今後の予定等)
平成15年(ネ)第721号 東京訴訟(第一次)	2,057	東京高裁 平成15年(ネ)第721号	第一審(東京地裁)にて被告国一部敗訴 原告、被告とも控訴して現在審理中
平成9年(ワ)第11018号 東京訴訟(第二次)	2,002	東京地裁 平成9年(ワ)第11018号	現在審理中
平成10年(ワ)第23720号 東京訴訟(第三次)	1,996	東京地裁 平成10年(ワ)第23720号	現在審理中
平成12年(ワ)第24148号 東京訴訟(第四次)	3,877	東京地裁 平成12年(ワ)第24148号	現在審理中
平成15年(ワ)第9182号 平成15年(ワ)第11138号 東京訴訟(第五次)	1,490	東京地裁 平成15年(ワ)第9182号 平成15年(ワ)第11138号	現在審理中
平成17年(ワ)第433号 国道20号甲府市損害賠償請求事件	15	甲府地裁 平成17年(ワ)第433号	現在審理中
平成15年(ワ)第4639号 国道41号・名濃道路損害賠償請求事件	10	名古屋地裁 平成15年(ワ)第4639号	公害紛争処理法に基づく責任裁定申請により訴訟手続中止
平成17年(ワ)第811号 国道1号藤枝原付転倒事件	195	静岡地裁 平成17年(ワ)第811号	現在審理中
平成14年(ワ)第1295号 国道2号西広島バイパス延伸工事工事差止等請求事件	340	広島地裁 平成14年(ワ)第1295号	現在審理中
平成17年(ワ)第15号 大牟田損害賠償請求事件	83	福岡地裁大牟田支部 平成17年(ワ)第15号	現在審理中
平成16年(ワ)第1872号 国道202号自転車転倒事故損害賠償請求事件	16	福岡地裁 平成16年(ワ)第1872号	現在審理中
平成15年(行コ)第31号 国道209号損失補償金請求控訴事件	17	福岡高裁 平成15年(行コ)第31号	現在審理中
合計	12,102		

3. 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越

平成17年度末の「歳出予算の繰越債務負担額」の翌年度への繰越債務額は607,399百万円である。

(2) 国庫債務負担行為による負担額

平成17年度末の国庫債務負担行為による翌年度以降への繰越債務額は863,913百万円である。

4. 追加情報等

(1) 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 各財務書類における表示科目の内容等

#### ①貸借対照表における表示科目

- ・「現金・預金」には、決算剰余金、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「未収金」には、公益事業者等からの公共事業費受益者負担金等を計上している。
- ・「未収収益」には、道路開発資金貸付金未収利息を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠責保険に係る未経過保険料を計上している。
- ・「貸付金」には、公益事業者等に対する道路開発資金貸付金、日本高速道路保有・債務返済機構に対する本州四国連絡道路事業資金貸付金等を計上している。
- ・「その他の債権等」には、揮発油税決算調整金等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、主に、国道事務所、公務員宿舍等に係るものを計上している。
- ・「立木竹」には、道路区域に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、国道事務所、公務員宿舍等を計上している。
- ・「工作物」には、庁舎等に付随するブロック塀、柵等を計上している。
- ・「船舶」には、工事の施行に必要な船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」（国有財産）には、会計年度末に未完成の国道事務所等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「建設仮勘定」（公共用財産）には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「物品」には、取得価格又は見積価格が50万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、特許権、電話加入権、ソフトウェア等を計上している。
- ・「出資金」には、日本高速道路保有・債務返済機構等に対する出資額を計上している。
- ・「未払金」には、地方公共団体に対する補助率差額、児童手当等の未払金を計上している。
- ・「保管金等」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、受託及び附帯工事収納済繰越額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当（退職一時金）、整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付）、国家公務員災害補償年金（国家公務員災害補償法に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金）に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「他会計繰戻未済金」には、道路整備特別会計法附則第20項、第22項及び第25項の規定に基づき、産業投資特別会計に繰り入れることになっている額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債の差額を計上している。

#### ②業務費用計算書における表示科目

- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
- ・「道路整備費」の前年度には、国が施行する道路事業の施設整備等に要した額を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体等が施行する道路事業等の事業費の一部を地方公共団体等へ補助した金額等を計上している。
- ・「委託費」には、国が施行する道路事業等に際し、必要となる用地等の買収及び補償事務の一部を委託するために、地方公共団体等へ支出した金額等を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人土木研究所の行う業務のうち独立行政法人土木研究所法第12条第2号に規定する業務の財源に充てるため、同研究所に対し交付した額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、

- a 失業している国家公務員であった者の退職手当が雇用保険法の失業給付に満たない場合において、その差額分を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入（失業者退職手当負担金）
- b 恩給法の廃止（昭和33年3月1日）から共済組合法の施行（昭和34年9月30日）の間に当会計により支払うべきであった恩給を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入（恩給負担金）を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額の増加額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産及び無形固定資産の売却、除却及び有償譲渡等の処分に伴い生じた金額を計上している。
- ・「出資金評価損」には、出資金に係る強制評価減額を計上している。

#### ③資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債評価差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する道路事業に必要な経費のうち、道路法に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、地方公共団体等から道路工事等を受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「附帯工事費負担金収入」には、国が施行する道路工事に伴い必要となる附帯工事について、公益事業者等が負担する負担金の受入額等を計上している。
- ・「手数料収入」には、道路占用物件に対する許可料、特殊車両通行許可に対する許可料を計上している。
- ・「その他の財源」には、建物及び物件、公務員宿舍等の貸付料及び道路開発資金貸付金の利子収入等を計上している。
- ・「目的税（揮発油税）収入」には、道路整備特別会計法第3条の2の規定に基づき、道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条第2項に規定する揮発油税収入見込額の4分の1に相当する額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、道路整備事業に要する経費の財源に充てるための道路整備特別会計法第4条及び同法附則第24項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、施設完成後に一般会計に移管される公共用財産の他、帳簿の誤謬訂正等により生じた有形固定資産の増減額を計上している。
- ・「資産評価差額」には、主に国有財産台帳の台帳価格の改定に伴う評価差額について純額で計上しております。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

#### ④区分別収支計算書における表示科目

- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する道路事業に必要な経費のうち、道路法に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、地方公共団体等から道路工事等を受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「附帯工事費負担金収入」には、国が施行する道路工事に伴い必要となる附帯工事について、公益事業者等が負担する負担金の受入額等を計上している。
- ・「資産売却収入」には、不用となった物品の売り払い収入額を計上している。
- ・「手数料収入」には、道路の占用料及び特殊車両の通行許可による手数料を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、道路開発資金貸付金等の償還額を計上している。
- ・「その他の収入」には、建物及び物件、公務員宿舍等の貸付料及び道路開発資金貸付金の利子

収入等を計上している。

- ・「目的税（揮発油税）収入」には、道路整備特別会計法第3条の2の規定に基づき、道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条第2項に規定する揮発油税収入見込額の4分の1に相当する額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、道路整備事業に要する経費の財源に充てるための道路整備特別会計法第4条及び同法附則第24項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計からの受入」には、道路整備事業に要する経費の財源及び資金の貸付の財源に充てるための日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第7条第5項及び第6項の規定による産業投資特別会計からの受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、道路整備特別会計法第16条の規定による前年度の決算上の剰余金を計上している。
- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「道路整備費」には、国が施行する道路事業の施設管理等に要した額を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体等が施行する道路事業等の事業費の一部を地方公共団体等へ補助した金額等を計上している。
- ・「委託費」には、国が施行する道路事業等に際し、必要となる用地等の買収及び補償事務の一部を委託するために、地方公共団体等へ支出した金額等を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人土木研究所の行う業務のうち独立行政法人土木研究所法第12条第2号に規定する業務の財源に充てるため、同研究所に対し交付した額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、
  - a 失業している国家公務員であった者の退職手当が雇用保険法の失業給付に満たない場合において、その差額分を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入（失業者退職手当負担金）
  - b 恩給法の廃止（昭和33年3月1日）から共済組合法の施行（昭和34年9月30日）の間に当会計により支払うべきであった恩給を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入（恩給負担金）を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、道路整備特別会計法附則第20項の規定に基づき、貸付金の償還金等に相当する金額を産業投資特別会計へ繰り入れる金額を計上している。
- ・「貸付けによる支出」には、公益事業者等に対する貸付額を計上している。
- ・「出資による支出」には、日本高速道路保有・債務返済機構等に対する出資額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「道路整備支出」には、国が施行する道路事業の施設整備に要した額を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物の建設に要した額等を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。

(3) その他道路整備特別会計における財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

(2) 附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

現金・預金の明細 (単位:百万円)

内容	本年度末残高	説明
日本銀行預託金	862,749	契約保証金・決算剰余金
合計	862,749	

② 未収金の明細

未収金の明細 (単位:百万円)

内容	相手先	本年度末残高
公共事業受益者等負担金	会社等	4,182
物件使用料	会社等	144
損害賠償金	会社等	382
その他	-	122
消費税還付金	一般会計国稅收納整理基金	3,303
合計		8,136

③ 貸付金の明細

貸付金の明細 (単位:百万円)

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由等
日本道路公団	19,713	-	19,713	-	道路事業資金収益回収特別貸付等
本州四国連絡橋公団	260,575	-	260,575	-	本州四国連絡橋道路事業資金貸付等
首都圏道路公団	240,286	-	240,286	-	道路事業資金収益回収特別貸付等
阪神高速道路公団	30,545	-	30,545	-	道路事業資金収益回収償還時貸付等
日本高速道路保有・債務返済機構	-	527,558	20,844	506,914	本州四国連絡橋道路事業資金貸付等
首都圏高速道路株式会社	-	40,720	-	40,720	道路事業資金収益回収特別貸付
都市再生機構	5,743	-	529	5,213	街路事業資金収益回収特別貸付等
地方公共団体	46,858	-	13,287	33,371	有料道路整備資金貸付
地方道路公社	1,052,835	36,535	70,281	1,018,888	道路事業資金収益回収特別貸付等
(財)民間都市開発推進機構	57,304	-	8,294	49,020	街路事業資金収益回収特別貸付等
地方住宅供給公社	1,326	-	118	1,207	街路事業資金収益回収特別貸付
土地開発公社	28,371	2,805	6,924	24,252	道路開発資金貸付
財団法人	2,666	-	552	2,114	道路開発資金貸付等
会社	218,117	1,010	11,326	207,800	道路開発資金貸付
個人	1,145	-	388	776	道路開発資金貸付
合計	1,985,070	608,629	683,418	1,890,280	

④ その他の債権等の明細

その他の債権等の明細 (単位:百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
揮発油税決算調整金	一般会計国稅收納整理基金	62,035	揮発油税決算調整金
石油税決算調整金	一般会計国稅收納整理基金	332	石油税決算調整金
合計		62,367	



⑤ 固定資産の明細

固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度 減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産						
国有財産						
行政財産						
土地	166,343	1,421	951	—	△ 39,109	127,704
立木竹	229	0	2	—	21	249
建物	83,312	2,428	8,370	4,375	822	83,817
工作物	50,781	2,310	752	3,587	4,679	53,441
船舶	1	—	—	0	—	1
建設仮勘定	3,013	1,888	1,485	—	—	3,518
行政財産 合計	313,682	8,149	11,561	7,962	△ 33,596	286,731
普通財産						
土地	13,718	332	2,651	—	△ 80	11,306
建物	153	8	81	9	80	131
工作物	82	1	31	8	46	100
普通財産 合計	13,953	341	2,763	17	16	11,538
国有財産 合計	327,635	8,490	14,324	7,981	△ 33,579	298,269
公共用財産						
建設仮勘定	413,111	2,382,233	2,480,003	—	—	295,340
公共用財産 合計	413,111	2,382,233	2,480,003	—	—	295,340
物品						
物品合計	114,102	104,688	82,069	37,986	—	98,734
有形固定資産 合計	854,868	2,475,414	2,576,399	45,967	△ 33,570	674,345
無形固定資産						
国有財産						
行政財産	0	—	—	—	0	0
特許権等	0	—	—	—	0	0
普通財産	10	—	—	—	△ 6	4
特許権等	10	—	—	—	△ 6	4
国有財産 合計	10	—	—	—	△ 6	4
電話加入権	638	—	—	—	—	638
ソフトウェア	4,428	1,037	—	1,379	—	4,087
無形固定資産 合計	5,075	1,037	—	1,379	△ 6	4,729
有形固定資産・無形固定資産 合計	859,944	2,476,452	2,576,399	47,346	△ 33,576	679,073

⑥ 出資金の明細

出資金の増減の明細

(単位:百万円)

種類	前年度末残高	評価差額の 戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度計上分)	強制評価減	本年度末残高
出費(両価のないもの)							
日本道路公社	2,283,826	—	—	2,283,826	—	—	—
首都圏高速道路公社	379,547	—	9,375	388,922	—	—	—
阪神高速道路公社	—	—	6,525	6,525	—	—	—
本州四国連絡橋公社 一般勘定	105,666	—	26,667	133,333	—	—	—
日本高速道路保有・債務返済機構	—	—	3,387,076	—	—	—	3,387,076
東日本高速道路株式会社	—	—	104,952	—	—	—	104,952
中日本高速道路株式会社	—	—	129,940	—	—	—	129,940
西日本高速道路株式会社	—	—	94,956	—	—	—	94,956
首都圏高速道路株式会社	—	—	13,499	—	—	—	13,499
阪神高速道路株式会社	—	—	9,999	—	—	—	9,999
本州四国連絡高速道路株式会社	—	—	5,330	—	—	—	5,330
独立行政法人土木研究所 道路整備勘定	2,173	—	—	—	—	—	2,173
独立行政法人 北海道開発土木研究所	351	—	—	—	—	—	351
合計	2,772,563	—	3,788,324	2,812,606	—	—	3,748,281

市場価格のない出資金の純資産額等の明細

出資先	出資金額 (国有財産台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	特別会計からの 出資額(E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産による算 出額(G=C×F)	貸借対照表 計上額	使用財務諸表
日本高速道路保有・債務返済機構	3,387,076	43,168,251	37,801,866	5,366,585	4,463,874	3,387,076	75.88%	4,072,031	3,387,076	法定財務諸表
東日本高速道路株式会社	104,952	657,083	545,846	111,236	105,000	104,952	99.95%	111,186	104,952	法定財務諸表
中日本高速道路株式会社	129,940	814,169	671,601	142,567	130,000	129,940	99.95%	142,502	129,940	法定財務諸表
西日本高速道路株式会社	94,956	524,824	419,788	105,035	95,000	94,956	99.95%	104,987	94,956	法定財務諸表
首都圏高速道路株式会社	13,499	402,943	373,006	29,936	27,000	13,499	50.00%	14,988	13,499	法定財務諸表
阪神高速道路株式会社	9,999	172,572	151,392	21,179	20,000	9,999	50.00%	10,589	9,999	法定財務諸表
本州四国連絡高速道路株式会社	5,330	36,896	27,929	8,967	8,000	5,330	66.63%	5,975	5,330	法定財務諸表
独立行政法人土木研究所 道路整備勘定	2,173	3,204	701	2,502	3,330	3,330	100.00%	2,502	2,173	法定財務諸表
独立行政法人 北海道開発土木研究所	351	9,744	1,675	8,169	7,599	351	4.63%	378	351	法定財務諸表
合計	3,748,281	45,789,689	39,993,508	5,796,180	4,859,805	3,748,439	77.15%	4,465,121	3,748,281	

(注) 出資金額(国有財産台帳価格)の欄には、以下の出資先について、出資金額ではなく、前年度の強制評価減実施後の価額に当年度の増減を反映した額(当年度の強制評価減実施前の額)を記載しております。

①独立行政法人土木研究所(道路整備勘定) 3,330百万円(平成14年度強制評価減実施)

(2) 負債項目の明細

未払金の明細

(単位:百万円)

内容	相手先	本年度残高
補助車庫所賃借料	地方公共団体	39,887
公務員養育費	個人	18
児童手当	個人	33
原簿に係る未払金	個人	0
合計		39,918

2. 業務費用計算書

(1) 補助金等の明細

補助金等の明細

(単位:百万円)

名称	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
補助金	地方公共団体	780,814	事業費等の補助	無
	特殊法人・認可法人	5,193	事業費等の補助	無
	独立行政法人土木研究所	175	施設整備費の補助	有
	計	786,182		
上記のうち、決算額が100,000百万円を超えている科目の明細				
(項)道路事業費	地方公共団体	182,671	事業費等の補助	無
(目)地域連携推進事業費補助	特殊法人・認可法人	1,837	事業費等の補助	無
交付金	地方公共団体	746,262	事業費等の交付	無
(項)地方道路整備臨時交付金	計	746,262		
(目)地方道路整備臨時交付金				
補給金	地方道路公社	0	特殊法人の業務の円滑な運営等に資するため	無
	計	0		
		1,532,445		

(2) 独立行政法人運営費交付金の明細

独立行政法人運営費交付金の明細

(単位:百万円)

内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
独立行政法人運営費交付金	独立行政法人土木研究所	1,289	運営費交付金の交付	有
	計	1,289		
合計		1,289		

(3) 委託費等の明細

委託費等の明細

(単位:百万円)

内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
委託費	地方公共団体等	165	調査・研究等の委託	無
	計	165		
合計		165		

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

財源の明細		(単位:百万円)
款	項	金額
雑収入	雑収入	8,910

(2) 財産の無償所管換等の明細

無償所管換の明細		(単位:百万円)			
区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
誤謬修正	—	△ 7,184	土地、工作物等	帳簿の誤謬訂正により資産の増減が生じたため	
報告漏れ	—	295	土地、工作物等	報告の洩れを原因とする計上漏れ	
実測と帳簿の差額	—	△ 12	土地	土地を観測した結果、国有財産台帳の面積の修正対応した修正額	
公共物より編入	—	16	土地		
区画整理	—	30			
財産の交換差額	—	△ 130	土地	財産の交換による差額	
譲与	—	△ 63	土地		
公共物へ編入	—	△ 638	土地、工作物等		
小計		△ 7,687			
公共用財産の引渡し	国土交通省所管一般会計	△ 1,955,380	施設	事業完了に伴う引渡	
公共用財産の引渡し	国土交通省所管一般会計	△ 524,623	用地	事業完了に伴う引渡	
公共用財産の誤謬訂正	—	336,767		帳簿の誤謬訂正により資産の増減が生じたため	
出資金	—	890,585		出資法人の解散と新法人への引継ぎにおいて差が生じたため	
その他	—	△ 1,393			
合計		△ 1,261,731			

4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位:百万円)

款	項	金額
雑収入	雑収入	14,333

(2) その他歳計外現金・預金の明細

その他歳計外現金・預金の増減の明細

(単位:百万円)

	金額
前年度末残高	205
本年度受入	496
本年度払出	205
本年度末残高	496

(3) 参考情報

① 機会費用に関する情報

・貸付金の原資等としての受入金に係る機会費用

産業投資特別会計から無利子貸付金及び直轄で施行する改革推進公共投資各事業の財源として受入れた額に、年度末時点（平成18年3月）における10年もの国債の利回り（1.770%）を乗じて算出した。

$$\begin{array}{rcl} \text{他繰入繰戻未済金期末残高} & \times & \text{年度末の10年もの国債の利回り} \\ 1,047,257 \text{ 百万円} & & 1.770\% \\ & & = \\ & & \text{機会費用} \\ & & 18,536 \text{ 百万円} \end{array}$$

② 公共用財産（一般国道）に関する情報

施設は、取得原価（新設改良費等）の定額法（耐用年数48年）により減価償却後の評価額を算出した。用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計して算出した。

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	37,839,454	2,508,750	697	1,042,361	39,305,146
用地	17,079,534	723,786	2,558	—	17,800,763
公共財産	54,918,989	3,232,537	3,255	1,042,361	57,105,909

- 注) 1 地方公共団体（補助事業、単独事業）負担分を含む。  
 2 一般会計に帰属するため、一般会計で支弁する災害復旧費を含む。  
 3 計数については「建設業務統計年報」等の数値を使用し推計した。

**「道路整備特別会計 平成17年度連結財務書類」**

連結貸借対照表

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	(平成17年3月31日)	(平成18年3月31日)		(平成17年3月31日)	(平成18年3月31日)
<b>&lt;資産の部&gt;</b>			<b>&lt;負債の部&gt;</b>		
現金・預金	1,372,084	1,443,686	未払金	1,081,149	977,659
有価証券	-	90,974	未払費用	148,301	180,168
たな卸資産	8,989	965,931	保管金等	7,842	30,197
未収金	170,316	229,134	前受金	292,186	126,605
未収収益	3,211	140	前受収益	232	880
前払金	-	1,807	賞与引当金	11,919	11,284
前払費用	7,018	14,866	債券	24,398,153	24,506,850
繰延税金資産	-	2,665	借入金	13,278,932	12,769,670
貸付金	1,428,944	1,444,429	退職給付引当金	329,303	322,573
その他の債権等	286,218	123,481	その他の引当金	-	26,575
貸倒引当金	△ 2,075	△ 3,041	他会計繰戻未済金	1,217,096	1,047,257
有形固定資産	45,494,789	43,884,386	その他の債務等	10,682	84,231
土地	306,497	367,173			
立木竹	229	249			
建物	133,614	121,122	負債合計	40,775,801	40,083,956
工作物	327,522	68,464			
船舶	1	1	<b>&lt;資産・負債差額の部&gt;</b>		
公共用財産用地	8,393,010	8,072,597	資産・負債差額	8,318,211	8,429,333
公共用財産施設	29,197,517	29,539,277	(他会計等からの出資)	1,023,760	1,104,275
建設仮勘定	5,985,196	4,766,990			
物品等	1,151,198	948,509			
無形固定資産	258,685	272,456			
出資金	31,038	10,624			
繰延資産	9,740	598			
その他投資等	25,051	31,146			
資産合計	49,094,013	48,513,289	負債及び資産・負債差額合計	49,094,013	48,513,289

## 連結業務費用計算書

(単位:百万円)

業務費用	前会計年度	本会計年度
	自:平成16年4月1日	自:平成17年4月1日
	至:平成17年3月31日	至:平成18年3月31日
人件費	106,578	122,656
賞与引当金繰入額	11,566	17,189
退職給付引当金繰入額	18,262	16,126
道路整備費	159,882	—
補助金等	1,772,863	1,519,273
委託費等	157	579
一般会計への繰入	187	154
庁費等	7,988	6,674
その他の経費	471,712	777,574
減価償却費	1,000,041	993,145
貸倒引当金繰入額	221	131
その他の引当金繰入額	—	4,259
支払利息	752,823	664,210
資産処分損益	33,661	183,699
<b>本年度業務費用合計</b>	<b>4,335,947</b>	<b>4,305,677</b>



連結資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度
	自:平成16年4月1日 至:平成17年3月31日	自:平成17年4月1日 至:平成18年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	8,135,974	8,318,211
II 本年度業務費用合計	△ 4,335,947	△ 4,305,677
III 財源	6,715,710	6,737,004
自己収入	740,980	697,386
目的税等収入	707,200	740,800
他会計からの受入	2,768,922	2,547,892
独立行政法人等収入	2,498,607	2,750,925
IV 無償所管換等	△ 1,933,860	△ 2,152,316
V 資産評価差額	△ 313,045	△ 216,272
VI その他の資産・負債差額の増減	49,379	48,384
新規連結による増減	-	6,024,147
連結除外による増減	-	△ 5,990,664
その他の資産・負債差額の増減	49,379	14,902
VII 本年度末資産・負債差額	8,318,211	8,429,333

連結区分別収支計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自:平成16年4月1日 至:平成17年3月31日	本会計年度 自:平成17年4月1日 至:平成18年3月31日
<b>I 業務収支</b>		
<b>1 財源</b>		
自己収入	725,985	702,086
目的税等収入	707,200	740,800
他会計からの受入	2,769,301	2,641,768
独立行政法人等収入	3,331	4,192
固定資産売却収入	136,514	94,481
貸付金回収収入	278,386	123,994
その他の投資収入	5,603	8,916
前年度剰余金等受入	1,135,146	1,371,878
財源合計	5,761,469	5,688,119
<b>2 業務支出</b>		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費支出	△ 71,006	△ 70,397
道路整備費支出	△ 159,882	-
補助金等支出	△ 1,783,695	△ 1,524,282
委託費等支出	△ 157	△ 165
一般会計への繰入	△ 191	△ 158
産業投資特別会計への繰入	△ 490,579	△ 214,337
貸付けによる支出	△ 68,534	△ 92,177
出資による支出	-	15
有価証券の取得による支出	-	△ 125,895
庁費等の支出	△ 7,870	△ 6,808
その他の支出	△ 2,528	△ 43,191
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 2,584,446	△ 2,077,399
(2) 施設整備支出		
道路整備支出	△ 1,990,611	△ 2,131,694
土地に係る支出	△ 1,044	△ 880
建物等に係る支出	△ 13,716	△ 4,466
独立行政法人等における固定資産取得支出	△ 1,113,042	△ 574,135
施設整備支出合計	△ 3,118,415	△ 2,711,177
業務支出合計	△ 5,702,862	△ 4,788,577
日本道路公団の業務活動によるキャッシュ・フロー	1,667,890	577,848
東日本高速道路株式会社の業務活動によるキャッシュ・フロー	-	214,890
中日本高速道路株式会社の業務活動によるキャッシュ・フロー	-	183,883
西日本高速道路株式会社の業務活動によるキャッシュ・フロー	-	264,387
首都高速道路公団の業務活動によるキャッシュ・フロー	212,752	44,963
首都高速道路株式会社の業務活動によるキャッシュ・フロー	-	2,871
阪神高速道路公団の業務活動によるキャッシュ・フロー	70,909	21,049
阪神高速道路株式会社の業務活動によるキャッシュ・フロー	-	39,974
本州四国連絡橋公団の業務活動によるキャッシュ・フロー	54,450	11,969
本州四国連絡高速道路株式会社の業務活動によるキャッシュ・フロー	-	29,908
業務収支	2,064,611	2,291,289
<b>II 財務収支</b>		
借入による収入	310,823	351,030
借入金の返済による支出	△ 670,180	△ 884,547
利息の支払額	△ 708,985	△ 339,913
債券の発行による収入	3,688,869	3,055,503
債券の償還による支出	△ 3,226,133	△ 2,964,736
その他の財務収支	△ 87,125	△ 65,435
財務収支	△ 692,732	△ 848,099
本年度収支	1,371,878	1,443,190
翌年度繰入繰入	1,371,878	1,443,190
その他歳計外現金・預金本年度末残高	205	496
本年度末現金・預金残高	1,372,084	1,443,686

## 注記

### 1. 連結を行った独立行政法人等の名称及び出資割合等

(単位:百万円)

連結対象法人名	資本金	道路整備特別会計からの出資額	出資割合	子会社の数
東日本高速道路株式会社	105,000	104,952	99.95%	1
中日本高速道路株式会社	130,000	129,940	99.95%	1
西日本高速道路株式会社	95,000	94,956	99.95%	1
首都高速道路株式会社	27,000	13,499	50.00%	1
阪神高速道路株式会社	20,000	9,999	50.00%	2
本州四国連絡高速道路株式会社	8,000	5,330	66.63%	
独立行政法人土木研究所(道路勘定)	3,330	3,330	100.00%	
日本高速道路保有・債務返済機構	4,463,874	3,387,076	75.88%	

(注)平成17年度特別会計連結財務書類より、連結対象法人の子会社を連結しています。この影響により業務費用合計が215百万円増加し、資産・負債差額合計が686百万円減少しております。なお、連結対象から除外した子会社はありません。

### 2. 出納整理期間における現金の受払の修正の内容

国の会計においては出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としているが、連結対象法人では出納整理期間が設けられていない。このため、連結に際しては、国の会計の会計年度に合わせて、連結対象法人においても、本会計年度末に国の会計との出納整理期間中の現金の受払等は終了したものと修正を行っている。

### 3. 連結対象法人特有の会計処理の修正の内容

連結対象法人においては、企業会計原則に対して必要な修正をした上で、それぞれの特性を反映した財務諸表を作成している。省庁別連結財務書類の作成に際して、国の会計と連結対象法人との会計処理の統一は行っていないが、以下に記載した、連結対象法人の特有の会計処理については、修正して作成している。

#### (1) 運営費交付金、補助金等

連結対象法人において負債に計上されている運営費交付金債務、預り施設費、預り補助金等、預り寄付金および資産見返り運営費交付金、資産見返補助金等は、財源等への振替処理を行っている。

(2) 退職給付引当金及び賞与引当金

独立行政法人会計基準に基づき引当外とされている退職給付引当金及び賞与引当金については、所要額を計上している。

(3) 損益外減価償却累計額等

独立行政法人会計基準に基づき資本剰余金の減少として計上されている損益外減価償却累計額等は、業務費用等への振替処理をおこなっている。

4. その他会計処理の重要な相違等

(1) 有形固定資産の減価償却方法

国においては、国有財産について定率法、物品について定額法を採用している。連結対象法人は、定額法等を採用している。

(2) 建設中の金利の資産減価参入方法

連結対象法人の一部では、事業用の償却資産に係る建設期間中の金利を資産原価に参入している。

(3) 退職給付引当金の計上方法

国においては、職員の退職金の支払に備えるため期末自己都合要支給額を計上しているが、連結対象法人は主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税の会計処理は、国の会計及び連結対象法人は税込方式を採用しているが、連結対象法人においては主に税抜方式を採用している。

(5) 間接法でキャッシュ・フロー計算書を作成している連結対象法人の表示方法

日本道路公団、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路公団、首都高速道路株式会社、阪神高速道路公団、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡橋公団、本州四国連絡高速道路株式会社は、間接法でキャッシュ・フロー計算書を作成しているため、「業務活動によるキャッシュ・フロー」の金額を「業務支出合計」と「業務収支」の間に表示している。

5. 各財務書類における表示科目の内容等

(1) 連結貸借対照表における表示科目

・「現金・預金」には、道路整備特別会計及び連結対象法人における決算剰余金の額及び保管金、及び会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。

- 「有価証券」には、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、日本高速道路保有・債務返済機構の有価証券を計上している。
- 「たな卸資産」には、連結対象法人が保有するたな卸し資産を計上している。
- 「未収金」には、道路整備特別会計及び連結対象法人における公益事業者等からの公共事業費受益者負担金等を計上している。
- 「未収収益」には、主として、道路整備特別会計における道路開発資金貸付金未収利息、連結対象法人における未収収益を計上している。
- 「前払金」には、連結対象法人における前払金を計上している。
- 「前払費用」には、主として、道路整備特別会計自賠責保険に係る未経過保険料、連結対象法人における前払費用を計上している。
- 「繰延税金資産」には、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社の繰延税金資産を計上している。
- 「貸付金」には、主として、道路整備特別会計における公益事業者等に対する道路開発等資金貸付金、連結対象法人における貸付金を計上している。
- 「その他の債権等」には、道路整備特別会計における石油税決算調整金等、連結対象法人における独立掲記した勘定科目以外に発生した当会計年度末の債権額を計上している。
- 「貸倒引当金」には、道路整備特別会計及び連結対象法人における会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- 「土地」には、主として、道路整備特別会計における国道事務所、公務員宿舎に係る土地、連結対象法人における土地を計上している。
- 「立木竹」には、道路整備特別会計が保有している道路区域に係る立木竹を計上している。
- 「建物」には、主として、道路整備特別会計における国道事務所、公務員宿舎、連結対象法人における建物を計上している。
- 「工作物」には、道路整備特別会計における庁舎等に付随するブロック塀、柵等、連結対象法人における工作物等を計上している。
- 「船舶」には、道路整備特別会計が保有している工事の施行に必要な船舶を計上している。
- 「公共用財産用地」には、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本高速道路保有・債務返済機構における道路用地を計上している。
- 「公共用財産施設」には、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本高速道路保有・債務返済機構における道路施設を計上している。
- 「建設仮勘定」には、道路整備特別会計及び連結対象法人において会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- 「物品等」には、道路整備特別会計における取得価格又は見積価格が50万円以上の重要物品、及び連結対象法人が資産計上した物品を計上している。
- 「無形固定資産」には、道路整備特別会計及び連結対象法人の特許権、電話加入権、ソフトウェア等を計上している。
- 「出資金」には、道路整備特別会計における独立行政法人北海道開発土木研究所における出資、連結対象法人において計上された出資を計上している。
- 「繰延資産」には、連結対象法人における債券発行費を計上している。
- 「その他投資等」には、連結対象法人において独立掲記した勘定科目以外の投資額を計上している。
- 「未払金」には、主として、道路整備特別会計における地方公共団体に対する補助率差額、児童手当等の未払金、連結対象法人の未払金を計上している。
- 「未払費用」には、連結対象法人における債券・借入金の利子にかかる未払費用等を計上している。
- 「保管金等」には、道路整備特別会計及び連結対象法人の会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- 「前受金」には、主として、道路整備特別会計における受託及び附帯工事収納済繰越額、連結対象法人における業務受託にかかる前受金を計上している。
- 「前受収益」には、連結対象法人における前受収益を計上している。

- ・「賞与引当金」には、道路整備特別会計及び連結対象法人における翌会計年度6月に支給される賞与(期末手当、勤勉手当)の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「債券」には、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、日本高速道路保有・債務返済機構が発行した債券の期末残高を計上している。
- ・「借入金」には、連結対象法人における市中銀行、財政投融资等からの借入額を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、道路整備特別会計における退職手当(退職一時金)、整理資源(昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付)、国家公務員災害補償年金(国家公務員災害補償法に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金)に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額、及び連結対象法人における役職員の退職給付引当金の当会計年度末残高を計上している。
- ・「他会計繰戻未済金」には、道路整備特別会計において道路整備特別会計法附則第20項、第22及び第25項の規定に基づき、産業投資特別会計に繰り入れることになっている額等を計上している。
- ・「その他の引当金」には、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社におけるETCマイレージサービス引当金等を計上している。
- ・「その他の債務等」には、連結対象法人における独立掲記された独立掲記した勘定科目以外に発生した当会計年度末の債務額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、道路整備特別会計及び連結対象法人における本会計年度末の資産と負債の差額を計上している。

## (2) 連結業務費用計算書における表示科目

- ・「人件費」には、道路整備特別会計における職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等、及び連結対象法人の役職員に係る給与手当、法定福利費等を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度6月に支給される賞与(期末手当、勤勉手当)の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
- ・「道路整備費」の前年度には、国が施行する道路の維持管理等に要した額を計上している。
- ・「補助金等」には、道路整備特別会計における、地方公共団体等が施行する道路事業等の事業費の一部を地方公共団体等へ補助した金額等を計上している。
- ・「委託費等」には、国が施行する道路事業等に際し、必要となる用地等の買収及び補償事務の一部を委託するために、地方公共団体等へ道路整備特別会計が支出した金額等を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、道路整備特別会計における
  - a 失業している国家公務員であった者の退職手当が雇用保険法の失業給付に満たない場合において、その差額分を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入(失業者退職手当負担金)
  - b 恩給法の廃止(昭和33年3月1日)から共済組合法の施行(昭和34年9月30日)の間に当会計により支払うべきであった恩給を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入(恩給負担金)を計上している。
- ・「庁費等」には、道路整備特別会計において生じた物件費及び施設費のうち資産計上されない額を計上している。
- ・「その他の経費」には、道路整備特別会計及び連結対象法人において独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、道路整備特別会計及び連結対象法人が保有している有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、道路整備特別会計及び連結対象法人が保有している会計年度末の債権に係る回収不能見込額の増加額を計上している。

- 「その他の引当金繰入額」には、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社における ETC マイレージサービス引当金等の繰入額を計上している。
- 「支払利息」には、連結対象法人における借入金に係る利息の当会計年度分を計上している。
- 「資産処分損益」には、道路整備特別会計及び連結対象法人における有形固定資産及び無形固定資産の売却、除却及び有償譲渡等の処分に伴い生じた金額を計上している。

#### (3) 連結資産・負債差額増減計算書における表示科目

- 「前年度末資産・負債差額」には、道路整備特別会計及び連結対象法人における前年度の貸借対照表の資産・負債評価差額を計上している。
- 「本年度業務費用合計」には、道路整備特別会計及び連結対象法人において当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- 「自己収入」には、道路整備特別会計における、国が施行する道路事業に必要な経費のうち、道路法に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額・地方公共団体等から道路工事等を受託することによる納付金の受入額、国が施行する道路工事に伴い必要となる附帯工事について公益事業者等が負担する負担金の受入額等・道路占用物件に対する許可料、特殊車両通行許可に対する許可料・建物及び物件、公務員宿舎等の貸付料及び道路開発資金貸付金の利子収入等を計上している。
- 「目的税等収入」には、道路整備特別会計において、道路整備特別会計法第3条の2の規定に基づき、道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条第2項に規定する揮発油税収入見込額の4分の1に相当する額を計上している。
- 「他会計からの受入」には、道路整備特別会計における、道路整備事業に要する経費の財源に充てるための道路整備特別会計法第4条の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- 「独立行政法人等収入」には、連結対象法人において発生した収入額を計上している。
- 「無償所管換等」には、道路整備特別会計における、施設完成後に一般会計に移管される公共用財産の他、帳簿の誤謬訂正等により生じた有形固定資産の増減額を計上している。
- 「資産評価差額」には、道路整備特別会計における国有財産台帳の台帳価格の改定に伴う評価差額の純額と連結対象法人が保有している資産の評価替えから生じた金額を計上している。
- 「新規連結による増減」には、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本高速道路保有・債務返済機構及び連結対象法人の子会社の新規連結に係る資産・負債差額の増減を計上している。
- 「連結除外による増減」には、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団の連結除外に係る資産・負債差額の増減を計上している。
- 「その他の資産・負債差額の増減」は、出資の受入による収入による資産・負債差額の増加額等を計上している。
- 「本年度末資産・負債差額」には、道路整備特別会計及び連結対象法人における本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

#### (4) 連結区分別収支計算書における表示科目

- 「自己収入」には、道路整備特別会計における国が施行する道路事業に必要な経費のうち、道路法に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額・地方公共団体等から道路工事等を受託することによる納付金の受入額、国が施行する道路工事に伴い必要となる附帯工事について公益事業者等が負担する負担金の受入額等、道路の占用料及び特殊車両の通行許可による手数料を計上している。
- 「目的税等収入」には、道路整備特別会計における、道路整備特別会計法第3条の2の規定に基づき、道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条第2項に規定する揮発油税収入見込額の4分の1に相当する額を計上している。
- 「他会計からの受入」には、道路整備特別会計における、

- 道路整備事業に要する経費の財源に充てるための道路整備特別会計法第4条の規定による一般会計からの受入額・道路整備事業に要する経費の財源及び資金の貸付の財源に充てるための日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第7条第5項及び第6項の規定による産業投資特別会計からの受入額
- 道路整備事業に要する経費の財源に充てるための道路整備特別会計法第4条の規定による一般会計からの受入額・道路整備事業に要する経費の財源及び資金の貸付の財源に充てるための日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第7条第5項及び第6項の規定による産業投資特別会計からの受入額を計上している。
- 「独立行政法人等収入」には、連結対象法人において発生した収入額を計上している。
  - 「固定資産売却収入」には、道路整備特別会計及び連結対象法人において不要となった物品の売り払い収入額を計上している。
  - 「その他の投資収入」には、主として、連結対象法人における投資収入を計上している。
  - 「前年度剰余金等受入」には、道路整備特別会計における道路整備特別会計法第16条の規定による前年度の決算上利剰余金、連結対象法人における前年度の資金期末残高を計上している。
  - 「新規連結による資金増減」には、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本高速道路保有・債務返済機構及び連結対象法人の子会社を連結したことによる現金預金の増加額を計上している。
  - 「人件費」には、道路整備特別会計職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等、及び独立行政法人土木研究所(道路勘定)と日本高速道路保有・債務返済機構の役職員に係る給与手当、法定福利費等の支出額を計上している。
  - 「道路整備費支出」の前年度には、国が施行する道路の維持管理等に要した額を計上している。
  - 「補助金等」には、道路整備特別会計における、地方公共団体等が施行する道路事業等の事業費の一部を地方公共団体等へ補助した金額等を計上している。
  - 「委託費等」には、道路整備特別会計における、国が施行する道路事業等に際し、必要となる用地等の買収及び補償事務の一部を委託するために、地方公共団体等へ支出した金額等を計上している。
  - 「一般会計への繰入」には、道路整備特別会計における、
    - a 失業している国家公務員であった者の退職手当が雇用保険法の失業給付に満たない場合において、その差額分を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入(失業者退職手当負担金)
    - b 恩給法の廃止(昭和33年3月1日)から共済組合法の施行(昭和34年9月30日)の間に当会計により支払うべきであった恩給を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入(恩給負担金)を計上している。
  - 「産業投資特別会計への繰入」には、道路整備特別会計における、道路整備特別会計法附則第20項の規定に基づき、貸付金の償還金等に相当する金額を産業投資特別会計へ繰り入れる金額を計上している。
  - 「貸付けによる支出」には、主に道路整備特別会計における、公益事業者等に対する貸付額を計上している。
  - 「出資による支出」には、主に阪神高速道路株式会社の子会社株式の取得による支出(今期は収入)を計上している。
  - 「有価証券の取得による支出」には、連結対象法人における有価証券の取得に要した支出額を計上している。
  - 「庁費等の支出」には、道路整備特別会計において生じた物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
  - 「その他の支出」には、道路整備特別会計及び連結対象法人において独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
  - 「道路整備支出」には、道路整備特別会計における、国が施行する道路事業の施設整備に要した額を計上している。
  - 「土地に係る支出」には、道路整備特別会計における土地の購入額を計上している。



- ・「建物等に係る支出」には、道路整備特別会計において、建物の建設に要した額等を計上している。
- ・「独立行政法人等における固定資産取得支出」には、連結対象法人における固定資産の購入額を計上している。
- ・「日本道路公団の業務活動によるキャッシュ・フロー」には、日本道路公団の業務活動から生じた収入支出額を計上している。
- ・「東日本高速道路株式会社の業務活動によるキャッシュ・フロー」には、東日本高速道路株式会社の業務活動から生じた収入支出額を計上している。
- ・「中日本高速道路株式会社の業務活動によるキャッシュ・フロー」には、中日本高速道路株式会社の業務活動から生じた収入支出額を計上している。
- ・「西日本高速道路株式会社の業務活動によるキャッシュ・フロー」には、西日本高速道路株式会社の業務活動から生じた収入支出額を計上している。
- ・「首都高速道路公団の業務活動によるキャッシュ・フロー」には、首都高速道路公団の業務活動から生じた収入支出額を計上している。
- ・「首都高速道路株式会社の業務活動によるキャッシュ・フロー」には、首都高速道路株式会社の業務活動から生じた収入支出額を計上している。
- ・「阪神高速道路公団の業務活動によるキャッシュ・フロー」には、阪神高速道路公団の業務活動から生じた収入支出額を計上している。
- ・「阪神高速道路株式会社の業務活動によるキャッシュ・フロー」には、阪神高速道路株式会社の業務活動から生じた収入支出額を計上している。
- ・「本州四国連絡橋公団の業務活動によるキャッシュ・フロー」には、本州四国連絡橋公団の業務から生じた収入支出額を計上している。
- ・「本州四国連絡高速道路株式会社の業務活動によるキャッシュ・フロー」には、本州四国連絡高速道路株式会社の業務から生じた収入支出額を計上している。
- ・「借入による収入」には、連結対象法人における財政投融资、地方公共団体、市中銀行等からの借入額を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、連結対象法人における借入金の返済額を計上している。
- ・「利息の支払額」には、連結対象法人における借入金、債券等にかかる利息の支払額を計上している。
- ・「債券の発行による収入」には、連結対象法人における債券の発行額を計上している。
- ・「債券の償還による支出」には、連結対象法人における債券の償還額を計上している。
- ・「その他の財務収支」には、連結対象法人において独立掲記されていない財務活動から生じた収入支出額を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、道路整備特別会計の会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。

## 6. その他道路整備特別会計における財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。



○資産・負債変動の明細

Table showing asset and liability changes with columns for various entities like 道路整備特別会計, 日本道路公社, and 東日本高速道路株式会社. Rows include items like 前年度末資産・負債総額 and 本年度末資産・負債総額.

○区分別収支計算の明細

Table showing detailed income and expense breakdown by category such as 業務収支, 財源, 経費支出, and 財政収支. It includes sub-categories like 人件費支出, 燃料費支出, and 借入金による収入.